

令和8年7月1日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

本事業は、SDGsの「10 人や国の不平等をなくそう」に資する取組です。



**「心の輪を広げる体験作文」と
「障害者週間のポスター」を募集します！**
～心の輪を広げる障害者理解促進事業～

愛知県では、内閣府と共催で、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」を実施しています。この事業では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。

つきましては、障害者に対する理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を下記のとおり募集します。

記

- 1 開催日時 令和8年7月1日（水曜日）から令和8年9月4日（金曜日）
- 2 応募作品 「心の輪を広げる体験作文」
対象：小学生、中学生、高校生、一般
「障害者週間のポスター」
対象：小学生、中学生
- 3 提出先 愛知県福祉局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ

※詳しくは右記の愛知県HP（QRコード）をご確認ください。

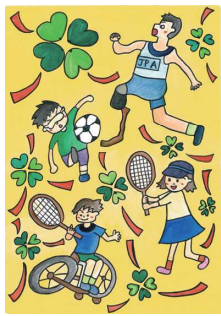


【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部 障害福祉課 堀江・加藤

TEL:0533-89-2131 Eメール: shogai.fukushi@city.toyokawa.lg.jp

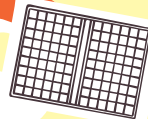




れいわ ねんど
令和8年度

たいけんさくぶん
体験作文

ポスター



さくひんぼしゅう

作品募集



詳細はこちら

令和7年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣表彰）
長崎県 大村市立放虎原小学校 5年（当時）
きむら さきね
木村 咲音さんの作品
「みんなでスポーツ」

まいとし がつ か か しょうがいしゃしゅうかん
毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。

しょうがいしゃしゅうかん しょうがい ひと ぶんや かつどう さんか そくしん しょうがいしゃきほんほう
「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により
もう 設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な
とりくみ ぜんこくかくち じっし 取組が全国各地で実施されます。

ないかくふ しょうがいしゃしゅうかん とりくみ どうふけん していとし きょうさい こころ わ ひろ たいけんさくぶん
内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」
しょうがいしゃしゅうかん ぼしゅう と「障害者週間のポスター」を募集しています。

すべ こくみん しょうがい うむ たが じんかく こせい そんちょう あ りかい あ い
全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることので
きる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして
おうぼ 応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口（裏面）にお問い合わせください。

心の輪を広げる体験作文

募集テーマ

であ しょうがい こころ わ
出会い、ふれあい、心の輪
しょうがい ひと ひと
一障害のある人となない人との
こころ たいけん ひろ
心のふれあい体験を広げよう—

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生以上

※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限りします。
- ②作文の内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用、生成AIの使用等は行わないでください。
- ③作文は、原則として400字詰原稿用紙（B4判またはA4判横向き・縦書き）を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2～4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4～6枚程度とします。
- ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。
※用紙は③に準ずるものとします。
- ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑥応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

障害者週間のポスター

募集テーマ

しょうがい うむ だれ のうりよく
障害の有無にかかわらず誰もが能力を
はっき あんぜん あんしん せいかつ しゃかい じっげん
発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生及び中学生

※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限りします。
- ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を表現したものとします。
※作品中に標語やそれに類する文字は入れないでください。
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用、生成AIの使用等は行わないでください。
- ③ポスターの規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとします。彩色画材は、自由です。
- ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑤応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

その他

最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

【募集期間】

愛知県募集期間 令和8年7月1日（水）から9月4日（金）まで



内閣府
Cabinet Office

御応募・お問合せは、各都道府県・指定都市担当窓口までお願いいたします。

表彰

- ①応募された作品は、都道府県又は指定都市から内閣府に推薦され、「作文」については、区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度を選定し、「ポスター」については、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を選定します。
- ②最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官(共生・共助担当)からの表彰楯を贈ります。
- ③より多くの方に受賞の機会を設けるため、「作文」及び「ポスター」のいずれにおいても、過去を通して入賞は一度限りとします。
(応募を妨げるものではありません。)

入賞作品の活用等

- ①入賞作品は、作品集や内閣府ホームページ、障害者白書等に掲載し、全国的な啓発広報に活用します。
- ②内閣府に推薦のあった作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③個人情報(連絡等)のみに使用しますが、内閣府に推薦のあった作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢等については、広報や作品集等に使用・掲載することがあります。

主催

内閣府、都道府県及び指定都市(後援:こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

お問合せ先

各都道府県・指定都市の担当窓口(以下一覧) 又は、令和8年度「障害者週間」関係事業事務局
事務局 〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目5番地2 BUREX 麹町 B1F 株式会社ライノ・コネクト内
電話:050-3785-7827 FAX:03-5213-4882 E-mail:pj2026@s-syukan.go.jp

令和8年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覧

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号	都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉障がい者保健福祉課	011-204-5277	山口県	健康福祉部障害者支援課	083-933-2765
青森県	健康医療福祉部障がい福祉課	017-734-9307	徳島県	保健福祉部障がい福祉課	088-621-2238
岩手県	保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5448	香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3291
宮城県	保健福祉部障害福祉課企画推進班	022-211-2538	愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2422
秋田県	健康福祉部障害福祉課	018-860-1331	高知県	子ども・福祉政策部障害福祉課	088-823-9633
山形県	健康福祉部障がい福祉課障がい者活躍・賃金向上推進室	023-630-2293	福岡県	福祉子ども政策部障がい福祉課	092-643-3264
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170	佐賀県	健康福祉部障害福祉課	0952-25-7143
茨城県	福祉部障害福祉課	029-301-3357	長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490	熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	096-333-2235
群馬県	健康福祉部福祉局障害政策課	027-226-2422	大分県	福祉保健部障害者社会参加推進室	097-506-2725
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3310	宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室	043-223-2338	鹿児島県	保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係	099-286-2746
東京都	福祉局障害者施策推進部企画課	03-5320-4143	沖縄県	生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045-210-4703	札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係	011-211-2936
新潟県	福祉保健部 障害福祉課	025-280-5211	仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8151
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211	さいたま市	福祉局障害福祉部障害政策課	048-829-1306
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426	千葉市	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	043-245-5175
福井県	障がい福祉課	0776-20-0338	横浜市	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	045-671-3598
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460	川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	044-200-2676
長野県	健康福祉部障がい者支援課	026-235-7103	相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055
岐阜県	健康福祉部 障害福祉課	058-272-8309	新潟市	福祉部障がい福祉課就労支援係	025-226-1249
静岡県	健康福祉部障害者支援局障害者政策課	054-221-2352	静岡市	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課	054-221-1197
愛知県	福祉局障害福祉課	052-954-6697	浜松市	健康福祉部 障害者政策課	053-457-2864
三重県	子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班	059-224-2274	名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課社会活動推進室	077-528-3541	京都市	保健福祉局 障害保健福祉推進室	075-222-4161
京都府	健康福祉部障害者支援課 スポーツ・文化芸術等社会活動推進係	075-414-4601	大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8075
大阪府	福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課	06-6944-6673	堺市	健康福祉局障害福祉部 障害施策推進課	072-228-7818
兵庫県	福祉部障害福祉課精神障害福祉班	078-362-3263	神戸市	福祉局 障害福祉課	078-322-6579
奈良県	福祉保険部 障害福祉課	0742-27-8922	岡山市	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	086-803-1236
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	073-441-2532	広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7675	北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-2453
島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6527	福岡市	福祉局障がい者部障がい企画課	092-711-4248
岡山県	子ども・福祉部障害福祉課(障害福祉企画班)	086-226-7343	熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	096-361-2519
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3157			